



けいそう
勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」

「会社経営者・個人事業主の皆様にとって
いつでも頼れる存在に」

稻荷町電停方面から当事務所所在ビル
JR広島駅から徒歩8分／稻荷町電停 徒歩2分

お問い合わせ、ご予約
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

先日の豪雨により様々な被害・影響が出ていますが、ようやく少しずつ復旧してきました。7月23日は「大暑」で1年で一番暑い時期になります。豪雨以後、猛暑の日が続いているが、熱中症には例年以上に気を付けたいところです。



今回は、豪雨災害などに遭われた場合に使える可能性がある「自然災害債務整理ガイドライン」に関する記事、高齢化社会におけるお金の管理に関する記事、「美容院やエステなどの店舗委託と労働法の規制」に関する記事の3つが弁護士が作成しましたオリジナルのものです。

今回も前回に引き続き、その他の皆様の経営・業務などに役立つ記事はお休みとさせて頂いております。

良い会社作りのお手伝いをしたいという思いのもと、時期ごとの挨拶としてお受け取り頂ければ幸甚です。

豪雨や震災で借金の支払いが大変に。解決手段の選択肢の一つとしての「自然災害債務整理ガイドライン」とは

18.07.13 | オリジナルメルマガ



この度の豪雨災害で被害を受けられた方に改めてお見舞い申し上げます。タイトルからして重たいものですが、せっかく買った家に水や土砂が流入して使えなくなった、住宅ローンがあり支払いが大変になった・事業用の借入が災害の影響で支払いが大変になった、ということは十分あるところです。

こうした場合に公的支援がどこまで得られるかは、その時々の施策を見ていくことになります。その他に、借金の支払いがこうしたやむを得ない状況によって大変になった場合に対応策があるのか、今回はそうした対応策の一つの選択肢として「自然災害債務整理ガイドライン」に触れます。



○そもそも、「自然災害債務整理ガイドライン」とは？

制度上裁判所が一部話には絡みますが、あくまでも民間のガイドラインです。そして、破産などとは異なり、あくまでも話し合いでの解決を目指す手続きです。借金の負担を軽くす

る点に特徴がありますが、破産とは異なり、原則財産を可能な限り処分する・そのうえで負債の支払義務をなくす、というものではありません。

一番の特徴は、いわゆる「ブラックリスト」に登録されない（厳密には信用情報機関に「事故情報」が載らない）形で支払負担を軽くできる点です。ただし、話し合いですから、全ての債権者と話をつける必要が出てきます。

このガイドラインは、もともとは東日本大震災で生活や事業の基盤が無くなったのに借金の支払いが残ることへの負担を軽くするためにできた制度から発展して、震災に限らない自然災害により、同様な状況に陥った方の負担を軽くするため設けられたものです。あくまでガイドラインですから、法律的な拘束力はありません。しかし、このガイドラインを使える場合（後で触れます、実際には使えないケースはたくさんあります）に金融機関などは尊重していこうという扱いがなされています。

ちなみに、このガイドラインができる前の災害である東日本大震災での被害自体には、このガイドラインは使えません。また、金融機関とは銀行や信用金庫、信用組合・労働金庫や農協・国民政策金融公庫・リース業者や貸金業者などを指します。

○どんな場合に使えるのでしょうか？

最初にこうした点を触れるのも気が引けますが、申請をしても使う要件を満たさないとされるケースが相当数みられます。このガイドラインの対象となるのは

- ・平成27年12月のガイドライン制定以後に発生した自然災害の影響を受けた（ただし、災害救助法の適用を受けたもののみ、なお報道によると、広島県では今回の豪雨災害は災害救助法の対象になるそうです。）ことで
- ・そうした自然災害が発生するまでに、住宅ローンや事業用のローンを負っていた方が、生活や事業の基盤を災害で影響を受けたために
- ・支払いが困難になった、近い将来に支払いが困難になると確実に見込まれる方

です。そのうえで他にも対象を絞る要件があります。

- ・財産などを債権者にうそ偽りなく開示する方

- ・災害で影響を受ける以前に、延滞などがない方（ただし一部例外有り）
- ・財産の売却などによって得られるお金よりも多くの金額を債務整理によって確実に支払えるなど債権者にとってもメリットのある場合

特に事業者については

- ・債務整理を行うことで確実に事業の再建ができるとともに、事業の価値があること

が要求されています。

また、個人の方には

- ・そうした借金がギャンブルや浪費・投機によってできた等自己破産の際のペナルティとなる理由がないこと、が要求されます。

このほか、反社会的勢力でないこと等がありますが、個人の方でも税金を含めて延滞がある場合は、先ほどの要件を満たさない可能性が高くなりますので、使えなくなりかねません。また、家の再建をその場所で考えられない（災害による影響からその場所を処分したい）場合にはこの手続きによって分割返済をすることのメリットがあるかどうかをよく考えた方がいい場合も出てきます。

こうした理由もあり、実際には使えない・使いにくくなるケースは相当数出てきます。

また、資産の価値がどの程度あるのかが重要な話になってきます。災害の発生によって、たとえば、土砂災害が起きた地域の資産価値は大きく下がります。しかし、当然にゼロになるわけではありません。今後の事業や生活についての負担をどこまでするか、考えていく必要があります。

ちなみに、この制度の適用を受けようとする場合に必須ではありませんが、可能な限り罹災証明書・被災証明書は取っておいた方がいいでしょう。支払いが困難になるかどうかにあたって、公的な見舞金や支援金は収入として考慮されません。義援金の分配を受けた者がどう考慮されるかは特別な法律でどう考えられるかによります。

○実際に使うには？

先ほど触れた資料以外に債権者の状況や収入・資産の状況をすべて明らかにする必要があります。これは全ての債権者に対してそうする必要があります。

また、利用する場合には、使いたいとの申し出を、借入元金の総額が最も大きい債権者に対して行います。そのうえで、細かな手続きの話は省略しますが、具体的なコーディネートを支援専門家が行い話を進めていきます。支援専門家として登録をした弁護士・税理士・公認会計士・不動産鑑定士の指導の下返済計画などを考えていきます。

この支援専門家はご自身が手配はできません。つまり、困ったときにそれまで相談をしていた方には確実にならないので注意が必要です。なお、支援専門家の費用負担はないです。

話が付くまでの間の支払いは停止しますが、逆に一部の方に対して支払いをすることもできません。追加融資を受けることはできますが、制限がかかります。

明らかにされた資料を基に、資産や収入（事業者であれば収支見通しなど）を見て、個人であれば原則5年以内に支払いをする内容・事業者（個人事業者を含む）は5年以内に黒字化できるなどの要件を満たす内容で話をする必要があります。

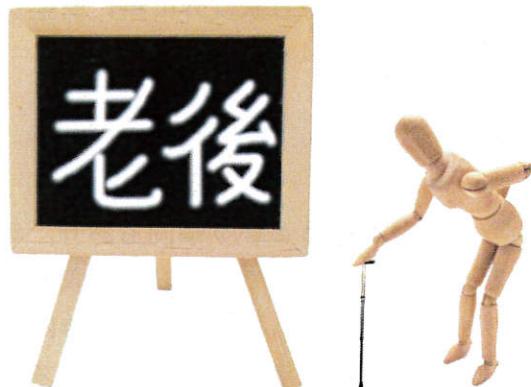
減免込ではあるものの、資産をすべて処分したよりも多い金額・収支状況を見ての返済総額が決まるという点であるところには注意が必要です。言い換えれば、事業や家計収支の見通しが立ちそうにない場合には使いにくい点が出てきます。

ちなみに、話し合いがうまくいかない場合には破産などの手続きを考えていくことになります。うまくいく場合には裁判所での話し合いで手続きで合意を最終的にとっていく形になります。

やや分かりにくい点があるかもしれません、災害の影響で家や事業を今後どうしていくかお悩みの方は専門家に相談をして考えていくのがいいかもしれません。

高齢化社会におけるお金の管理は今後どのようになっていくでしょうか

18.07.13 | オリジナルメルマガ



高齢化社会といわれるようになり久しく、「終の棲家」をどうするのか・ずっと家で生活できるのか・お金の管理をどうしていくのか・そもそも老後資金はどう準備する等これまで様々な議論されてきました。こうした問題について、金融庁から先日「高齢化社会における金融サービスの在り方の検討」中間取りまとめが出ました。この内容に触れつつ、老後のお金にまつわる問題や法律的な話を触れていきます。



○取りまとめの概要は？

内容自体は新奇なものではなく、これまでの現状と課題から対応についての基本的な考え方方が触れられています。

① 現状とリスクとは？

試算の状況の問題と管理に関する問題が取り上げられています。このうち、

前者は60歳以上の方が全体の2／3の資産を持っている一方、健康に生活している間に財産を使い果たす方がいる・そのためか節約を過度にしている方がいるとの話が触れられています。そのうち、住宅資産が資産の大半を占めている方が多い（要は持ち家以外に特に財産がない方が多い）のが特徴とされています。

65歳までの就業を促進する法律が制定され、働く年数が伸びているという傾向もあり、年金と定年退職などの退職金（こちらは支給される会社であることが前提です）以外に収入の手段もあり、こうした収支をどうしていくのかが問題の一つになっています。また、特に有価証券は70歳以上の保有が個人全体の半分になっているものの、認知症になっていくだろう年齢層の増大が予測されています。そのため、財産の管理をどのようにしていくかは極めて大きな問題になります。

② 対応の方向性

将来的な財産をしっかりと築いていくこと・財産の取り崩しや将来の世代へ

と残していくことが対応の一つとなっています。また、持ち家がメインの財産の場合には、いつまでそこに住めるかということが重要な問題となってきます。仮に介護施設などに入所していく場合に年金など金融資産の取り崩しで費用や生活費を賄っていけない場合には、いわゆるリバースモゲージの活用（実際の利用例はそこまで増えてはいません）をどうしていくのかも重要な課題です。

いわゆる施設入居の場合には費用の確保や契約に関する問題のほかに、保証人が確保できるかも大きな問題となりかねません。特に身寄りのない方には当てはまりえます。

中間報告では、こうしたニーズに対応する金融サービスの拡充の提示が大まかになされています。このほか、財産管理上問題が出てくる・金融商品取引法に定める適合性原則などの問題などリスク性の金融資産の販売では、意思の確認と説明が、トラブル防止のために重要な話になります。現在も役席に確認をするなど対応はありますが、そこで足りるのか・商品の複雑性に応じて対応が変わって来るのではないかという点が課題となってきます。

また、現状商品販売のアドバイザーは多いように思われますが、個別の高齢の方のアドバイスをその方の立場になって行える人の拡充も重要になってくるでしょう。成年後見人の財産管理は現在維持管理が主要な目的でそれに沿った管理をしていく形となっていますが、そこに運用の視点を入れていけるかも将来の課題になってきます。

金融資産の活用だけでなく、「終の棲家」や介護サービス確保のための資金をどう確保していくのか、お金と法律の問題・家で最後まで生活をしていく際の支援、お金や事業の引継ぎを円滑に行う・財産の運用や管理を積極的に行えるようにしていくなど、これまでの延長戦上にありながら、少し性格を変えていく。そうしたことが高齢者の生活やお金の問題に関わる専門家に求められていくことになりそうです。

現在具体的な制度変更はなく、成年後見制度以外の財産管理の仕組みなど様々あります。後悔がなく老後リスクや投資を巡るトラブルを起こさない形でどのように制度変更などが進むか金融サービスの在り方だけでなく・管理に関わる法律専門家などを含め注目されるところです。

美容院やエステなどの店舗委託は、労働法の規制がなくなるのでしょうか？

18.07.17 | オリジナルメルマガ



美容院やエステの業界に限りませんが、サロンの運営をその方に委託する形はよく見受けられるところです。こうした場合に委託をしたサロンの従業員には休憩や休日残業・労災などの規制が及びますが、委託をした方自体には及ばないのでしょうか？同じように施術を任せた業務委託をした方についてはどうなるのでしょうか？



○休憩や残業・労災の規制が及ぶという意味は？

お仕事の性質上会議や店舗の準備や片付け・練習に付き合うなどの事柄が存在します。また、サロンに来られる際帰りのときに事故に遭えば労災なのかが問題になることもあるでしょう。こうした場合に「労働者」といえる立場の方には、法律の規制が及び運営する事業者の側に法律上の責任などが発生することがあります。厳密にはこまかに法律ごとに別々に考える側面はありますが、今回は先ほどの規制を受けるうえでどうなのかを考えていきま

先ほどの話から分かるように、こうした話が問題になるのは「労災」に当たるような事故や事柄が発生した場合・その方が契約解除をする際に「解雇された」「残業代を含めた給料に未払いがある」というケースが多くなります。

○ 「労働者」とは？

「労働者」といっても何のことかよくわかりにくいです・先ほどの話に照らして言えば、「労働者」に該当するとされれば、いかに「業務委託」の形をとっても残業代や休憩・労災などの話が出てくるということです。

「労働者」に該当するかどうかは、契約上「業務委託」という形をとっているかどうかとは関係なく、業務などの実態を見て考えていきます。そのため、「業務委託」にしているから問題ないというわけにはいかないのが面倒な点です。また、様々な要素を考えて判断をしていくために、どれか一つがあれば大きく考慮されるものの、そう簡単ではない点に注意が必要でしょう。

○ 「労働者」かどうかは何がポイントになるのでしょうか？

一般に時間管理や業務管理をされている・時間単位の稼働に対してお金が支払われていることが重要になってきます。美容院やエステで働いている方は、自分の持っている技術は提供しますが、トラック運転手や建設業の方のようにトラックなどの仕事道具を持ち込むということは考えにくく、サロン側の提供したものを使っているケースが多いように思われます。こうした道具などを自分で持ち込んでいれば管理されているとは言いにくくなります。また、いくつかのサロンから必要な時間（予約や指名が入った際）に仕事をしに来るということも多いかと思われますが、一社専属で他のサロンの仕事を受けにくい実態があれば、そこに管理されていると言いややすくなります。もちろん、何時から何時まではいてほしいという話がある・終了後に練習参加が強く要請されるという話があれば、相当強く管理されている、時間当たりの給料であると考慮されることになります。命じられた仕事を断れるかどうかも同様に重要な要素になります。

感覚的には委託の形をとられていて、お金も給料ではなく委託費で健康保険も各自入ってもらっている（つまり、社会保険の適用をしていない）ケースでは「労働者」とは言いにくく感じられるかと存じます。たしかに、こうした要素があればより勤務（つまり「労働

者」)と言いややすくなります。採用の際にも「新卒採用」その他勤務を前提とした採用の形をとられていればなおさらです。

○「業務委託」の場合、実際の判断はどうでしょうか？

こうした点からすると、指名など仕事のある時だけ来るということで、指名の場合は他の方に代わりがたい、お金の点なども仕事ごとの管理であるなどあれば、「労働者」とは言いにくくなります。ただし、実態は細かい点が問題になってきますから、ここでの話は大雑把な点があること・勤怠管理などがあるかどうか等も問題になってきますので、そうした点がどうなっているか、注意が必要です。

また、もともとは従業員の方がこうした形態に移行する場合には、勤務と業務委託の違いなどについて説明をして了解をもらっていた方がトラブルは少ないようと思われます。

これに対して、店舗管理を委託する場合には注意が必要です。従業員の一人である通常の店長がそうであるように、委託先にはある程度の裁量があるのが通常です。そのため、単に任せている点が多いだけでは「労働者」ではないとは言いにくい点があります。「店長会議」等への出席が義務付けられている・仕事をどうするか断りにくい点があるなどの点があれば、管理と時間当たり給料といいやすくなっています。通常は少なくともサロンの営業時間はいてもらうという形でしょうから、なおさらです。サロンの売り上げの〇〇%としていたとしても、歩合給と似た要素があるので、これだけで決定打にならない点には注意が必要でしょう。

このように「委託」だから当然労災や残業代などが問題にはならないとは簡単にいかない点があります。委託をする際には特に店舗全体であれば、そこの店舗運営を任せ基本的には口を出さないというスタイルにするのかどうか等、よく検討してその後その通りに運用できているのかどうかも注意する必要があるでしょう。